

# 福岡県公報

平成22年4月21日  
第3101号

## 目次

告示(第715号-第722号)

福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務の委託	(団体指導課)	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3

## 公 告

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(会計管理局会計課)	3
選挙管理委員会		
政治団体の平成18年分及び平成19年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	3
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	5
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	5

## 告 示

### 福岡県告示第715号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

### 福岡県告示第716号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
本道寺・香園土地改良区	平成22年4月9日

### 福岡県告示第717号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川西部土地改良区	平成22年4月9日
三瀬南部土地改良区	

### 福岡県告示第718号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九若会

(2) 代表者の氏名

永江 栄一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区戸切3丁目15番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中洲を中心にした繁華街に対して、環境保全・生活サポート・まちおこしに関する事業を行い、弱者・街作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第719号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、久山町上久原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

氏名	住所
久 芳 昭 一	糟屋郡久山町大字久原420番地
久 芳 博 文	糟屋郡久山町大字久原853番地

實 淵 晟	糟屋郡久山町大字久原508番地
實 淵 和 敏	糟屋郡久山町大字久原524番地
阿 部 正 信	糟屋郡久山町大字久原902番地 1
矢 山 哲 也	糟屋郡久山町大字久原1261番地
久 芳 軍 治	糟屋郡久山町大字久原357番地 2
松 尾 勇 一	糟屋郡久山町大字久原689番地 4
安 川 勝	糟屋郡久山町大字久原658番地

福岡県告示第720号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町大字戸切字三牟田14-1、14-3、16-1、16-2、21-1、21-2、21-4から21-6まで、22-1、22-2、23-1、23-3、23-5及び24-3並びに遠賀町大字尾崎字上ノ越1606-8、1606-16、1606-17、1607-6から1607-8まで、1608-3及び1608-4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区多の津1丁目12-2

株式会社 トライアルカンパニー

永田 久男

福岡県告示第721号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市板持字若宮569番1から569番34まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区高砂2丁目8番1号  
セキスイハイム九州株式会社  
代表取締役 村上 和正

福岡県告示第722号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市中央5丁目3746-1、3746-2、3746-7、3746-8、3747-1、3748-1、3748-2及び5503
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福津市中央5丁目10番1号  
株式会社 ハヤシダヒロシ  
代表取締役 梶尾 多恵子

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則等の一部を改正する規則（平成22年福岡県規則第9号）を制定したので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成22年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 意見を募集しなかった理由  
福岡県暴力団排除条例（平成22年福岡県条例第59号）の制定及び施行に伴う一部改正であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日  
平成22年3月31日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、ふくおか21フォーラムの会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成18年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成19年9月福岡県選挙管理委員会告示第137号）及び平成19年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成20年9月福岡県選挙管理委員会告示第90号）の一部を、次のとおり改める。

平成22年4月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成18年分収支報告書の要旨中、ふくおか21フォーラムの項を次のとおり改める。

No.769

ふくおか21フォーラム

報告年月日 平成19年3月30日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	70,230,289円
ア 前年からの繰越額	7,707,771円
イ 本年收入	62,522,518円
(2) 支出総額	33,526,113円
(3) 翌年への繰越額	36,704,176円
2 本年收入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄附	500,000円

(ア) 寄附	(内訳別掲)	500,000円
a 個人からの寄附		500,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による		62,020,000円
(内訳別掲)		
カ その他の収入		2,518円
1件10万円未満のもの		2,518円
計 (本年収入額)		62,522,518円
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費		33,526,113円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費		3,026,113円
a 機関紙誌の発行业務費		1,835,400円
c 政治資金パーティ開催事業費		1,190,713円
(オ) 寄附・交付金		30,500,000円
計		33,526,113円
(内訳)		
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による		
ふくおか21フォーラム機関誌発行业務		52,000,000円
小計		52,000,000円
第4回政治セミナー		3,900,000円
第5回政治セミナー		3,450,000円
第6回政治セミナー		2,670,000円
小計		10,020,000円
イ(ア)a 個人からの寄附		
岩田 順介		500,000円 飯塚市
小計		500,000円
政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		
第4回政治セミナー		
(イ) 法人その他からの対価の支払		
(財)福岡県地方自治セミナー		1,500,000円 福岡市中央区

小計	1,500,000円
第5回政治セミナー	
(イ) 法人その他からの対価の支払	
自治労福岡県本部	1,500,000円 福岡市中央区
小計	1,500,000円
平成19年分収支報告書の要旨中、ふくおか21フォーラムの項を次のとおり改める。	
No.830	ふくおか21フォーラム
報告年月日	20.03.28
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	68,543,225円
ア 前年繰越額	36,704,176円
イ 本年收入額	31,839,049円
(2) 支出総額	39,930,656円
(3) 翌年への繰越額	28,612,569円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	31,810,000円
ふくおか21フォーラム機関誌発行业務	21,500,000円
第5回政治セミナー	250,000円
第6回政治セミナー	680,000円
第7回政治セミナー	1,600,000円
第8回政治セミナー	1,750,000円
第9回政治セミナー	1,500,000円
4月敢闘会	1,830,000円
8月敢闘会	2,700,000円
カ その他の収入	29,049円
一件十万円未満のもの	29,049円

合計	31,839,049円
[政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳]	
第7回政治セミナー	
(イ) 法人その他からの対価の支払 (対価の支払をした者の名称)	(金額) (事務所の所在地)
福岡県職労	500,000円 福岡市博多区
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	4,305円
(エ) 事務所費	4,305円
イ 政治活動費	39,926,351円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	7,226,351円
a 機関紙誌の発行事業費	2,929,500円
c 政治資金パーティ開催事業費	4,296,851円
(オ) 寄附・交付金	32,700,000円
合計	39,930,656円

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第122号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年4月21日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成22年5月21日（金）午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第123号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年4月21日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年5月12日(水) 13:30~16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成22年5月19日(水) 13:30~16:30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成22年5月28日(金) 13:30~16:30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。